

砂川市規則第13号

令和4年3月31日

砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

砂川市長 善 岡 雅 文

( 別 紙 )

## 砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第5号の次に次の1号を加える。

- (5)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあつては、10日）の範囲内の期間

### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。